

【商品概要 1】

《{特典 1} : J A 南彩 年金定期貯金 商品概要》平成 30 年 10 月 1 日

現在適用中

○ご利用いただけるお客様

・ J A 南彩で、年金（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金等）をお受け取りになられているお客様。

・ 新たに J A 南彩に年金受給口座をご指定いただいたお客様。

○貯金の種類

スーパー定期貯金 <単利型> 1 年もの自動継続扱い

○お取り扱い期間

・ 平成 30 年 10 月 1 日（月）～平成 31 年 3 月 29 日（金）

○適用金利（特別金利）

・ 金利を**店頭表示金利の 10 倍**でお預かり致します。特別金利の適用は、当初のお預かり期間のみとし、期間終了後は自動継続時点での店頭表示金利にてお預かり致します。金利は店頭に表示してあります。または窓口にお問い合わせください。

○利払い頻度

・ 満期日以降に一括して払い戻します。

○計算方法

・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算。

○税金

・ 利息には平成 49 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税の適用により 20.315%（国税 15.315%・地方税 5%）の源泉分離課税がかかります。

○お預かり限度額

・ お一人様 500 万円まで。1 円単位による一括でのお預かりとなります。

○お取り扱い店舗

・ 年金受給指定口座のある店舗に限らせて頂きます。

○払戻方法

・ 満期日以後に一括して払い戻します。

○中途解約のときのお取り扱い

・ 満期日前に解約するとき、6 か月未満の場合は解約日における普通貯金利率（小数点第 4 位以下切り捨て）、6 か月以上 1 年未満の場合は約定利率の 50%（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻し致します。

○付加できる特約事項

- ・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。貸越利息は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。
- ・元本350万円を限度として、マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。

○お申し込み方法

- ・お申し込みはお近くのJA南彩各支店にて承っております。お手続きにはご印鑑の他に、ご本人様を確認できる書類等が必要になることがございますので、運転免許証・旅券（パスポート）・各種健康保険証などのご本人様が確認できるものをご持参ください。

<貯金保険制度（公的制度）による保護対象及び苦情処理措置・紛争解決処置について>

【保護対象】

当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等〔全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く〕と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

【苦情処理措置】

本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部（電話：0480-87-1133）にお申し出ください。当組合では、規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも苦情等を受け付けております。

【紛争解決措置】

苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、埼玉県JAバンク相談所を通じて、埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センターを利用することができます。詳しくは埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）にお尋ねください。